

指定障害福祉サービス及び指定相談支援の概要

サービスの種類	サービスの内容	対象者	
訪問系サービス	居宅介護	入浴、排泄又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。	障害程度区分1（要支援程度）以上である障害者（身体・知的・精神）、障害児
	重度訪問介護	入浴、排泄又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。	重度の肢体不自由者で区分4（要介護3程度）以上であって、次のいずれにも該当する者 ・ 2肢以上に麻痺がある ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること
	行動援護	利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄又は食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行う。	知的障害者又は精神障害者で区分3（要介護2程度）以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である者
	重度障害者等包括支援	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る）を包括的に提供する。	障害程度区分6（要介護5程度）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次に掲げる者 ①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち次のいずれかに該当する者 ・ 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ・ 最重度知的障害者
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	常時介護が必要な障害者で (1)入所支援なしの場合 障害程度区分3以上 ※ 50歳以上は障害程度区分2以上 (2)入所支援ありの場合 障害程度区分4以上 ※ 50歳以上は障害程度区分3以上
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、リハビリテーション、歩行訓練等、身体機能の向上のために必要な訓練を行う。	身体機能・生活能力の維持向上等のため、支援が必要な身体障害者
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害者・精神障害者
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者（65歳未満に限る）
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる次の障害者（利用開始時に65歳未満の者に限る） ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につけなかった ②養護学校等を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につけなかった ③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	①企業等やA型の就労経験者で、年齢や体力面で雇用されることが困難となった者 ②就労移行支援事業を利用したが、企業等又はA型の雇用につけなかった者 ③①や②に該当しない者で50歳に達している者又は試行の結果、一般就労や就労移行支援事業、A型の利用が困難と判断された者
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。	長期入院による医療に加え常時の介護が必要な障害者 ①障害程度区分6の人工呼吸器の者 ②障害程度区分5以上の筋ジストロフィー患者、重度心身障害者
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童（必要に応じ児童相談所、保健所に意見を求める） ※ 就学前児童を原則とするが、小学生から18歳未満の児童も可
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	障害程度区分1（要支援程度）以上である障害者（身体・知的・精神）、障害児	
居住系サービス	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	介護を必要とする知的障害者・精神障害者 ・ 障害程度区分2以上である者 ※ 身体障害者にも対象を拡大
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。	介護を必要とせず、就労しているまたは自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者 ※ 身体障害者にも対象を拡大
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	(1)生活介護の利用者の場合 障害程度区分4以上 50歳以上は障害程度区分3以上 ※ 利用期間の制限なし (2)自立訓練又は就労移行支援の利用者の場合 ①生活能力により単身での生活が困難な者 ②地域社会資源等の状況により通所することが困難な者 ※ 利用期間は日中系サービスの利用期間に限定
指定相談支援（サービス利用計画作成）	支給決定を受けた利用者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う。	①入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間（6か月程度）集中的な支援を必要とする者 ②単身生活者（家族が要介護状態等のため適切な支援が得られない者も含む）で、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり、計画的な支援を必要とする者 ③重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者のうち、重度訪問介護等他の障害福祉サービスの決定を受けた者 ※施設入所者、自立訓練の利用者、グループホーム及びケアホーム利用者、重度障害者等包括支援の利用者は、計画的プログラムに基づく包括的支援を受けていることから対象としない。	